

番号	1	事業名	地すべり対策	市町村名	上水内郡小川村	路河川名	(地)北尾	箇所名(ふりがな)	下北尾(しもきたお)
事業計画時の課題・背景及び事業経緯	○当該地域は、土尻川左支瀬戸川支溪北尾沢の右岸斜面に位置し、古くは善光寺地震(1847年)の際発生した地すべりを初期とし、その後昭和20～30年代に断続的に発生している。 ○昭和56年の融雪期には、幅約110m、長さ約130mの大規模な地すべりが発生し、村道が流出した。 ○平成15年4月11日には、幅約100m、長さ約80mの大規模な地すべりが発生し、村道50m間に陥没クラックが生じた。 ○平成15年に発生した地すべり(災害関連緊急地すべり対策工事により対応)に起因し、上部斜面にも変状が生じたため、工事に着手している。					②事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化	事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化(A:環境がよくなった B:大きな影響なし C:影響が大きい)		評価
	○変状が生じたコンクリート吹付工を撤去し、新たに現場吹付法砕工及びアンカー工が施工されたことにより、植生が回復するとともに着工前よりも緑化面積が増大しているため、自然環境が向上された。								A
事業目的	○当地区は、平成15年4月11日に融雪の影響による地すべりが発生し、村道50m間に陥没クラックが生じたことから、災害関連緊急地すべり対策事業により対策工を実施した。途中、被災ブロックより上部の斜面にも明瞭なクラックが確認され、このまま放置すれば被害が拡大し、周辺人家や村道等への影響が懸念される。よって、地すべり対策事業により対策工を実施し、民政の安定を図る。					③施設の維持管理状況	施設の維持管理状況(A:地域の人たちの参加あり B:適切 C:やや不十分 D:不適切)		評価
	○道路施設としての斜面工作物と地すべり対策事業の斜面工作物が兼用となるため、小川村と「兼用耕作物の管理協定」を締結している。 ○対策工は、地すべり防止施設として定期的に土尻川砂防事務所が管理している。 ○観測帯(道路)を設け、異常時は地元からも連絡が入るような監視体制を築いている。								B
事業概要	当初工期	H16～H21	費用対効果(当初時)	5.31	事業費(千円)	財源内訳(千円)			
	最終工期	H16～H24	費用対効果(評価時)	2.40	上段:当初/下段:最終	国庫	その他	県債	一般財源
	当初計画内容(主な工種)	横ボーリング工L=2,060m、水路工L=1,000m、杭工N=45本		204,000	102,000			91,800	10,200
	最終事業実績(主な工種)	横ボーリング工L=3,388m、吹付法砕工A=17,204㎡ アンカー工N=44本 水路工L=1,165m、杭工N=30本		682,160	341,080			306,972	34,108
事業期間の延長、短縮理由と分析	地すべり対策工実施中に上部斜面の変状(法面の押し出し)が確認され、その対策に法砕工及びアンカー工を実施したため事業期間が延長となった。					④地域住民等の評価	地域住民等の評価(A:評価が高い B:中程度の評価 C:評価が低い)		評価
事業費(予算)の増加、縮減理由と分析	地すべり対策工実施中に上部斜面の変状(法面の押し出し)が確認され、その対策に法砕工及びアンカー工を実施したため事業費が増となった。						改善措置の必要性		○現状では、修繕等が必要な箇所はない。
①事業効果の発現状況	事業効果の発現状況(A:目的を超えた達成 B:達成した C:概ね達成 D:達成したとはいえない)					直接的効果 (定量的・定性的)	B	今後の取り組み及び同種事業への活用と課題	
	○災害の防止 ・人家 ・村道 ・北尾沢への地すべり土塊流入防止 ・事業完了後、地すべりの変状はない。							○法砕工やアンカー工は完成後長期に渡り、安全に効果を発揮するために維持活動が必要となるが、通常5年に1度の施設点検と1年に1回程度パトロールを行うこととしているが、それ以上に異常を発見するために、自治会や住民による日常点検が大切であり、北尾においては、異常発見時の連絡先等を掲示しており他の場所でも同様の対応が望まれる。 ○工事開始前には事業説明や工事説明会を実施しているが、工事完了後の完成説明会は行っていない、地域の方々に工事の意味や構造と原理を理解していただくと共に、異常の早期発見に役立つため完成説明会を行うことが必要である。	
	間接的効果 (定量的・定性的) ※事業の主たる目的以外で地域社会への貢献状況					間接的効果 (定量的・定性的) ※事業の主たる目的以外で地域社会への貢献状況	A	所管課意見	
○生活環境・自然環境への影響 ・住民の安全安心度の向上					地すべり対策工の実施により、斜面の安定が図られていることから、事業の目的が達成されている。				
					技術管理室意見	所管課の意見を適当と認める。			